

掛川市告示第19号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり手数料の徴収事務を委託した。

平成26年3月24日

掛川市長 松井三郎

1 委託先

名称 アール・オー・エス中部株式会社

所在地 名古屋市名東区豊が丘501番地

2 委託した手数料

(1) 次に掲げる事務に係る手数料

ア 身分又は年齢に関する証明書の交付

イ 住民票又は戸籍の附票に関する証明書の交付

ウ 住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供する事務

エ 納税に関する証明書の交付

オ 所得又は市県民税の課税に関する証明書の交付

(2) 掛川市印鑑条例（平成17年掛川市条例第75条）の規定に基づく事務に係る手数料

(3) 戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく事務に係る手数料

(4) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時運行の許可申請に対する審査に係る手数料

3 委託期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで